コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
やぐら及び用水池	四〇年
サイロ	三四年
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	一五年
下水道、飼育場及びへい	三〇年
爆発物用防壁	一五年
引湯管	一三年
鉱業用廃石捨場	一〇年
その他のもの	五年
	四〇年
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	五〇年
煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	七年
その他のもの	二五年
その他のもの	四〇年
石造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇年
乾ドック	四五年
下水道、へい及び爆発物用防壁	三五年
その他のもの	五〇年
土造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	四〇年
上水道及び用水池	三〇年
下水道	一五年
へい	二〇年
爆発物用防壁及び防油堤	一七年
その他のもの	四〇年
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
橋（はね上げ橋を除く。）	四五年
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
サイロ	二二年
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇年
鋼鉄製のもの	一五年
ガス貯そう	
液化ガス用のもの	一〇年
その他のもの	二〇年
薬品貯そう	
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八年

有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇年
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五年
水そう及び油そう	
鋳鉄製のもの	二五年
鋼鉄製のもの	一五年
浮きドック	二〇年
飼育場	一五年
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇年
露天式立体駐車設備	一五年
その他のもの	四五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇年
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋、塔、やぐら及びドック	一五年
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	一〇年
飼育場	七年
その他のもの	一五年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五年
その他のもの	五〇年
船舶	
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
漁船	
総トン数が五百トン以上のもの	一二年
総トン数が五百トン未満のもの	九年
油そう船	
総トン数が二千トン以上のもの	一三年
総トン数が二千トン未満のもの	一一年
薬品そう船	
総トン数が二千トン以上のもの	一〇年
総トン数が二千トン未満のもの	一五年
しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇年
カーフェリー	一一年
その他のもの	一四年